用対象拡大)重要性を認識せよ の可能性に留意し

グローバルのトレンドとして重要である。本稿では、こうした米欧の当局や金融機 関の動向にフォーカスを当てながら、本邦金融機関への示唆について解説する。 管理態勢の高度化を図っている。また、RRPの適用対象先が広がっている点も、 ではRRPフェーズの訓練を重視しており、金融機関も訓練の実施を通じてリスク 2023年の米国地銀の破綻や欧州G-S-Bs間の救済合併を受けて、再建・破 綻処理計画(RRP)に対する注目がグローバルで高まっている。米欧当局の監督

Plan=RRP)の態勢整備をG -SIBs等に求めてきた(注1)。 各国当局は再建・破綻処理計画 序立った破綻処理を進めるべく、 (Recovery and Resolution 行うことが狙いであり、

国際的

金融アドバイザリー事業部 金融統轄事業部 シニアアソシエイト ディレクター 宇都 健太郎 田中 康浩

あずさ監査法人

KPMGコンサルティング マネジャー

高縁 友香

ごろからは、当局や金融機関

注目の高まり

要な銀行(G-SIBs)の秩 グローバルな金融システム上重 2008年の金融危機以降、

公的資金を使わずに破綻処理を している (14、24年に改訂)。 tributes」(主要な特性)を公表 B (金融安定理事会)が「Key At-な枠組みとしては、11年にFS 態勢整備にメドが付いた20年

間でRRPフェーズにおける訓 破綻処理時(RRPフェーズ) 点から、整備した態勢が危機 ようになった。実効性向上の観 練(注2)の実施が重視される

にワークするか、実務部署のオペレーションが可能か、マネジメントが適切な判断を行うことメントが適切な判断を行うことができるか――などの検証が重要になっている。そうしたなか、要には複数の米国地銀の破綻や欧州G-SIBs間の救済合併といった大型のイベントが発生し、RRPに対する注目がさらに高まっている。

米欧当局のRRPの監督は厳格である。これは、8年の金融格である。これは、8年の金融機関が破綻・救済され、金融市機関が破綻・救済され、金融市機関が破綻・救済され、金融市

目線や重視しているポイントをといい。米欧当局では早くからRRPとたリポートを公表している。評価リポートを公表している。評価リポートを公表している。

解説していく。

金融機関の取り組み評価米欧当局の厳格な監督と

まず米国である。連邦預金保険公社(FDIC)と連邦準備 険公社(FDIC)と連邦準備 関理事会(FRB)は24年6 月に、大手金融機関8先の破綻 処理計画の審査結果(注3)を 公表した。その中で、4先についてRRPにおけるデリバティ ブの評価等で問題があると指摘 し、うち1先についてはFDI し、うち1先についてはFDI し、うち1先についてはFDI とが計画に「欠陥」(Deficien-で別があると評価した(3先は 軽微な「不備」(Shortcoming) との指摘)。

管理部署等の関与の重要性は、 等部署の大手金融機関では、数 年前から訓練の実施が重視され、 年前から訓練の実施が重視され、 で)、実務部署やマネジメント を巻き込みながら、グループ/ を巻き込みながら、グループ/ を巻き込みながら、グループ/ で)、実務部署やマネジメント で)、実務部署やマネジメント で)、実務部署やマネジメント で)、実務部署やマネジメント で)、実務部署やマネジメント で)、実務部署やマネジメント で)、大田の大手金融機関では、数 米国の大手金融機関では、数

> 述べられている)。 後述の英国当局による評価でも

が図られている。 こうした実情を踏まえると、 前述の審査結果も、かなり高い 理解すべきと思われる。米国で 理解すべきと思われる。米国で 理解すべきと思われる。米国で とRRPフェ 「業務(BAU)とRRPフェ 「大双方の態勢について高度化

めている。

24年のRAFでは、バリュエーション(資産・負債の再評ーション(資産・負債の再評価域にフォーカスを当て、金融機関の態勢を評価している。基機関の態勢を評価している。基本的にはポジティブな評価がなっれているが、いくつかの改善されているが、いくつかの改善をれているが、いくつかの改善をいているが、いくつかの改善をしているが、いくつかの改善をしているが、いくつかのでは、が明れているが、いくつかのでは、が明れているが、は、が明れているが、は、が明れているが、は、が明れている。

、通 化していくことを金融機関に求め高い 定や適時の遂行能力等である。と、 トラクチャリングに係る計画策と、 トラクチャリングに係る計画策と、 おいて、訓練を実施しながら課と、 おいて、訓練を実施しながら課と、バリュエーシー

評価している。 グ)など、いずれの実効性につ 再構築(リストラクチャリン Resolution Board = SRB) 欧州大陸の破綻処理当局は欧州 いても、進捗がおおむね良好と 情報システム)、組織の分離・ ーション等向けのMIS(経営 のSRBのリポート(注5)で ついて評価を行っている。24年 金融機関のRRPの実効性 ある。SRBは欧州域内の大手 ·単一破綻処理委員会(Single (Resolvability Conditions) 最後に欧州大陸を取り上げる 破綻時の流動性やバリュエ

するため標準化されたテンプレ関の横串を刺した監督を可能にとして、透明性の向上や金融機内容がある。今後の監督の計画SRBのリポートで興味深い

求められるRRPの実効性向上

[図表1]

訓練の実施サイクル

目的・問題意識	設計	実行 (訓練当日)	得られた教訓	改善実行
🗹 重点領域(理由)	☑ スコープ	☑ 参加者に事前	☑内部で議論	☑スケジュール設定
▼ 課題認識・弱点	☑ 参加者	ブリーフィング 	☑外部の第三者と議論	→ 予算・リソース割当
☑ 前年の訓練	☑ シナリオ・数値設定		▼ 課題整理・優先順位	☑進捗確認
^		✓ ファシリテーション	☑ BAUとRRPの整	理
	☑ 手順書(プレイブック		☑短期・中長期の	
	☑ 論点の明確化	☑ マネジメントの関与	高度化方針	
	訓練未実施の領域	域や特定した課題等の訓練	を次年度以降に実施	

(出所) 筆者作成

[図表2]

金融庁の監督指針改正(抜粋)

Ⅲ-11-8 秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた態勢のテスティング

Ⅲ-11-8-1 意義

秩序ある処理等の円滑な実施のためには、平時から破綻処理準備態勢等を自己 検証(テスティング)することにより、破綻処理の実効性を高めることが重要 である。例えば、金融機関において、再建計画の実行及び秩序ある処理等に係 る手順をプレイブックとして文書化したうえで 当該文書に基づく演習を実施 して破綻処理準備態勢等の実行可能性を検証し、 問題が認められる場合には改 善していくことを通じて、継続的な高度化に取り組むことが期待されている。

Ⅲ-11-8-2 主な着眼点及び監督手法・対応

告示に指定されたG-SIBs及び必要に応じてその他のシステム上重要な銀行等に 対して、当該銀行等の金融システム上の重要性等を考慮しつつ、秩序ある処理 等の円滑な実施の確保に向けた態勢のテスティングにおいて、以下の点に留意 して確認するものとする。(以下略)

下線部は筆者 (注)

金融庁「「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正 (新旧対照表)」(24年4月)

当局 ら注目されていた。 きたが、 こで次に、 を特定し、 BAUを含め 生を受けて、 攻といった大きなイベントの発 ロナ禍やロシアのウクライナ侵 述のとおり20年前後から米欧当 の当局も訓練の実施を重視して 危機・破綻時の態勢に係る課題 オを想定の上、 いる点が特徴の一つである。 要から分かるとおり、 や金融機関の中で本格化して RRPの訓練については、 ベストプラクティスや本邦 の状況を紹介する。 上、米欧当局のリ 早くは17~18年ごろか RRPの訓練につい さまざまなシナリ 訓練を実施して その後、 ポ てリス いずれ 1 ŀ コ そ

枠組みについては いる点である。 することを示して の枠組みを構築 包括的な訓練の 包括的な訓

トを作成するこ

で補完されるという重層的な枠 応事項を設定し、当局主導 各社共通の対応事項と固有の対 「deep-dives」 (深掘り) 0

ing programme」(複数年度にわ たる訓練プログラム)に基づいて 機関 は | multi-annual 訓練

site inspections」(立ち入り 督上のツールとして活用して れる。こうしたSRBの姿勢か 点は、厳格な監督であると思わ 査)もあり得ると明記している く方針がうかがわれる。 み 訓練をとりわけ重視し、 0 模様 であ る。 また

本邦当局の状況訓練の重要性の高まり

留意すべ

適用対象の広がり

F M I

(金融市場インフラ)に

険会社や中央清算機関といった の向上も求めている。また、保 当局のリソースの拡充やスキル

れている点も見逃せない。

なお、金融機関が新たにR

R

G S I

おけるRRP策定の重要性に

動きが見られている (注6)。こ 融機関等に対象が広がっている。 あった。しかし、近年、 な影響を与え得るG-SIBs 破綻すれば金融システムに大き 象を中小の金融機関に拡大する レベルの大手金融機関が対象で 背景としては、 例えば米国では、RRPの対 RRPは、その趣旨からして 23年の地銀 地域金

邦GISIBs等では、 っていくことが求められる。 RRPの態勢整備・高度化を図 要請した (図表2)。今後、本 一の要請に従って訓練を実施し、 監督指

思われる。 庁は24年4月に監督指針を改正 金融機関に対して求めてきたと 施を本邦G-SIBs等の大手 向を参考にしながら、 に対して訓練の実施を明示的に G-SIBs等の金融機関 米欧の当局や金融機関の動 そうしたなか、金融 訓練の実 ほか、 当局 セクター の規模になっている。

金融機関や当局等の体制 いる。その結果、RRPに係る 再建計画の策定を求め、 た、ドイツではすべての銀行に て意識しておく必要がある。 破綻が影響して グローバルのトレンドとし (BaFin)が監督を行って いると思わ ドイ ば 相応 れる

は図表1を参照)

本邦当局(金融庁)に

5 <u>`</u>

る(訓練のサイクルについて

ベストプラクティスとなって

コメントに対する金

破綻処理計画の策定を勧告した 7) では、すべてのSIBsに 年5月に公表された国際通貨基 緒が見られている。 定を要請した。それを見越して 本邦でも、こうした動きの端 (IMF)のFSAP(金融 主要行等に再建計画の策 評価プログラム、 例えば、 24

ている。 RRPフェー ズ 0)

の迅速化や精緻化、 集計やレポーティング 態勢(例えば、 にBAUのリスク管理 米欧の金融機関のよう 練で得られた教訓を、 デー

でも「(RRPの 用」との指摘がなされ 高 練を自主的に実施する 度化 の金融機関でも)訓 の考え方 (図表3) の観点から リスク管理 対 有

テストの見直し、モデ 本や流動性のストレス 資 タ

金融 機

討に値する。

実際、

パブリック

(大手)

関

自然であるが、

訓練の実施は検

Bs/D-SIBsレベル Pの対象になっても、

の態

ることは有益である。 管理態勢の高度化を図 の実施を通じたリスク 業態かを問わず、 きいか小さいか、どの 対象か否か、規模が大 い手はない。RRPの

勢は求められないと考えるの

〔図表3〕

パブリックコメントに対する金融庁の考え方(抜粋)

コメントの概要

交えるなどして実施すべきと考えるか。

本件は、本邦G-SIBs等が対象になると認識している が、テスティングの実施については、他の金融機関(少 なくとも規模の大きい地域金融機関や大手の保険会社 も有用であると思われる。これらの金融機関に対 テスティングの実施を正式に求める予定はある もしくは監督指針に明記しないまでも、これらの 金融機関も自主的なテスティングや演習を、経営陣を

等)の改善に生かさな

ルやシステムの高度化

金融庁の考え方

(前略) 現時点において、当該破綻処理準備態勢等の 整備の対象となっていない金融機関に対してその監督 指針において同様の取組みを求めるものではありませ

もっとも、一般論として、対象となっていない金融機 関においても、危機時を想定した自己検証を行うこと については金融機関の自主性に委ねられており、同様 の着眼点の下で金融機関の規模・特性に応じた取組み を行うことは、 リスク管理の高度化を図る観点から有 益なものと考えています。

下線部は筆者

(出所) 金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(24年4月)

求められるRRPの実効性向上

下はコストがかかるばかりで無いである」「当局に言われたことだけ対応すればよい」。RRPについて、金融機関の中には、Pについて、金融機関の中には、とだけ対応すればよい」。RRとだけ対応すればよい」。RRとだけ対応すればよい」。RRが破綻や欧州G-SIBs間の救ない。しかし23年の米国地銀の中には、とだけ対応すればよい」「RRが破綻することはない」「RRが破綻することはない」「RRが破綻することはない」「RRが破綻することはない」「RR

理ツール・戦略を検討している た」と見るべきか。この点は、 がある中で対応が可能になっ 行っていたおかげで、時間制約 らかじめRRPを策定し訓練を なかった」と見るべきか、「あ Pや訓練の重要性を認識してい 柔軟に対応できる再建・破綻処 危機等、さまざまなシナリオに 教訓を踏まえて、当局は流動性 後者が実情だろう。このときの っても)結局は破綻処理を行え 合併についても「(RRPがあ る。欧州G-SIBs間の救済 米欧の当局・金融機関は、 こうした現実に直面している R R

え」発生する。例えば、SNS金融危機は「手を変え品を変

による、いわゆる「Digital Bank Run」(デジタルバンクラン)は、数年前には想定されなかったタイプの危機だろう(注9)。本邦金融機関が、さまざまな危機・破綻シナリオを想定して訓練を行い、リスク管理態勢全般線を行い、リスク管理態勢全般で、次のストレス・危機に備えることを期待したい。

ない) (本稿は、所属する組織の見解では

本邦では、RRPの策定は

G-SIBs等の大手金融機関 G-SIBs等の大手金融機関 に求められている。 2 訓練は、テスティングやフ 2 訓練は、テスティングやフ 2 訓練の種類などは、田中・野崎 | 一再建計画・破綻処理計画における訓練(テスティング)実施 ける訓練(テスティング)実施 の重要性」が詳しい。

sessment"

Sector Assessment Program-Financial System Stability As

∞ FDIC/FRB "Federal Reserve Board - Agencies announce results of resolution plan review for largest and most complex banks"

ings Associations, and Insurec FDIC"やOCC "OCC Guidening for Large Banks Strengthen Resolution Plan Final Revised Rule to 2024 | Bank of England" sessment of major UK banks: r IMF "Japan: Financia" Proposed Rulemaking | OCC" Federal Branches: Notice of Banks, Insured Federal Savtain Large Insured Nationa for Recovery Planning by Cer lines Establishing Standards Board of Directors Approves Banking Union Banks: 2023" SRB "Resolvability of BOE "Resolvability as-例えば、FDIC "FDIC

8 例えば、FSB "2023 Bank Failures: Preliminary lessons learnt for resolution - Financial Stability Board" 9 一方で、SNSは有効な危 機対応ツールになり得るとの見 解は興味深い。FSB "Depositor Behaviour and Interest Rate and Liquidity Risks in

考えられるとの指摘がなされてturmoil"では、SNSは危機切ールとして活用することもの引き金になり得るが、早期警の引き金になりのでは、SNSは危機

たなか やすひろ

田本銀行等を経て、17年から現職。21年金融庁監督局に出向し、職。21年金融庁監督局に出向し、理計画(RRP)の監督を担当。理計画(RRP)の監督を担当。 現在はリスク・アナリティクス現在はリスク・アナリティクス

うと けんたろう

大手邦銀等を経て、24年から現で、1500人の大手ので、RRP等に関するアドバイザリー業務を提供。 こうえん ゆか

大手証券会社を経て、23年から大手証券会社では、資本政策等に関するアドバイザリー業務等に関するアドバイザリー業務を提供。

the Financial System: Lessons